

日野町移住支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内への移住および定住の促進ならびに中小企業等における人材不足の解消に資するため、滋賀県と共同して行う移住支援事業において、東京圏から本町へ移住した者が、移住支援金（以下「支援金」という。）の要件を満たした場合に、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付等については、滋賀県移住支援事業補助金交付要綱（令和元年6月14日施行）および日野町補助金等交付規則（平成10年日野町規則第2号）の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県および神奈川県の区域をいう。
- (2) 条件不利地域 次に掲げるいずれかの地域を含む市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。）の地域をいう。
 - ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域
 - ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
 - エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域
- (3) 永住者 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第7条第1項第2号による別表第2に規定されている者
- (4) 日本人の配偶者等 法第7条第1項第2号による別表第2に規定されている者
- (5) 永住者の配偶者等 法第7条第1項第2号による別表第2に規定されている者
- (6) 定住者 法第7条第1項第2号による別表第2に規定されている者
- (7) 特別永住者 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下「特例法」という。）第3条から第5条までの規定により在留資格を有する者

(支援金の額)

第3条 支援金の範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額以内の額とする。ただし、18歳未満の世帯員（申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満であるものをいう。以下同じ。）を帯同して移住する場合は18歳未満の世帯員一人につき30万円を加算する。

- （1）対象移住者等が属する世帯の世帯員の数が2人以上の場合（以下「世帯移住」という。） 100万円
（2）前号に掲げる場合以外の場合（以下「単身移住」という。） 60万円
(対象者)

第4条 支援金を交付する対象者の要件は、次表に掲げるとおりとする。

区分	要件	内容
単身移住	（1）移住元に関する要件	<p>次に掲げる事項のすべてに該当すること。ただし、東京圏内（条件不利地域を除く。）に在住しつつ、東京23区内の大学等の高等教育機関へ通学し、東京23区内に所在する事業所へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。</p> <p>ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入（町内に住所を定めるものに限る。以下「転入」という。）をする直前までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に住所を有していたまたは東京圏内（条件不利地域を除く。）に住所を有し、かつ、東京23区内に所在する事業所において業務に従事していたこと（事業主または雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項で規定する被保険者に限る。以下同じ。）。</p> <p>イ 転入をした直前において連続して1年以上、東京23区内に住所を有していたまたは東京圏内（条件不利地域を除く。）に住所を有し、かつ、東京23区内に所在する事業所において業務に従事していたこと（ただし、東京23区内に所在する事業所において業務に従事していた期間については、転入をする3か月前までを当該1年の起算点とすることができますが、起算点から転入するまでの間に、滋賀県の区域外に所在する事業所において業務を従事していた場合、および、東京圏（条件不利地域を除く。）から滋賀県の区域外に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条に規定する転出の歴のある場合を除く。また、3か月以内の通勤していない期間が含まれる</p>

		場合は、当該期間を除いたうえで、連続しての通勤として取り扱う。)。
(2) 転入に関する要件		<p>次に掲げる事項のすべてに該当すること。</p> <p>ア 令和4年4月1日以降に転入したこと。</p> <p>イ 支援金の申請時において、転入後1年以内であること。</p> <p>ウ 支援金の申請日から5年以上継続して町に居住する意思を有していること。</p>
(3) 就業に関する要件 (一般の場合)		<p>次に掲げる事項のすべてに該当すること。ただし、単身移住の部(4)から(7)までの項内容の欄に規定する就業の場合は、この限りではない。</p> <p>ア 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>イ 移住支援事業を実施する都道府県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している法人に新たに雇い入れられること。</p> <p>ウ イの法人が、就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人でないこと。</p> <p>エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>オ 求人への応募日が、イの法人が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以降であること。</p> <p>カ 当該法人に、支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>キ 新規の雇用(転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更を除く。)であること。</p>
(4) 就業に関する要件 (専門人材の場合)		<p>内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業する場合は、次に掲げる事項のすべてに該当すること。</p> <p>ア 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>イ 週20時間以上の無期契約雇用に基づく就業であること。</p> <p>ウ 就業先において、移住支援金の交付申請日から継続して5年以上就業する意思を有している就業であること。</p>

	<p>エ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。</p> <p>オ 新規の雇用（転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更を除く。）であること。</p>
（5）就業に関する要件 (テレワークの場合)	<p>テレワーク（情報通信技術を利用して本拠地以外の場所で就労することをいう。）により就業する場合は、次に掲げる事項のすべてに該当すること。</p> <p>ア 所属先企業からの命令等ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本町を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。</p> <p>イ 内閣府が実施する地方創生テレワーク交付金、デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）またはデジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供がされていないこと。</p>
（6）就業に関する要件 (関係人口の場合)	<p>本事業における関係人口と認められ、就業に関する要件を満たす場合は、次に掲げる事項のすべてに該当すること。</p> <p>ア 転入時に50歳未満であること。</p> <p>イ いずれかに該当すること。</p> <p>（ア） 農林水産業または家業等に就業する者</p> <p>（イ） 町内に就業場所がある企業等に就業する者</p> <p>ウ 自治会に加入すること。</p>
（7）就業に関する要件 (起業の場合)	起業により就業する場合は、交付申請日以前1年内に滋賀県起業支援金の交付決定を受けていること。
（8）その他の要件	<p>次に掲げる事項のすべてに該当すること。</p> <p>ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）もしくは暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p> <p>イ 日本国籍を有する者または日本国籍を有しない者であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者または特別永住者のいずれかの在留資</p>

		<p>格を有する者であること。</p> <p>ウ その他滋賀県または町が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。</p>
世帯移住	(9) 世帯移住の要件	<p>(1) から (8) の要件に加え、次に掲げる事項のすべてに該当すること。</p> <p>ア 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。</p> <p>イ 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において同一世帯に属していること。</p> <p>ウ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも令和元年6月14日以降に転入したこと。</p> <p>エ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも申請時において転入後1年以内であること。</p> <p>オ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも暴力団員または暴力団等の反社会的勢力もしくは反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p>

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする者は、転入後1年以内に次表に定める書類を町長に提出しなければならない。

区分	必要書類
(1) 申請者全員	<p>ア 日野町移住支援金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）</p> <p>イ 写真付き身分証明書の写し</p> <p>ウ 町の住民票の写し（発行後3か月を経過しないものに限る。世帯移住の場合は、世帯全員を確認できるもの。）</p> <p>エ 移住元の住民票の除票の写し（世帯移住の場合は、世帯全員を確認できるもの。）</p>
(2) 申請者が東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた者である場合	東京23区で勤務していた企業等の就業証明書または移住元での在勤地、在職期間、雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
(3) 申請者が東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者または個人事業主である場合	<p>ア 開業届出済証明書</p> <p>イ 個人事業等の納税証明書または移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類</p>
(4) 申請者が本事業の移住元としての対象期間に通学	卒業証明書等の東京23区内の大学等の高等教育機関に通学していたことが分かる書類

期間を含める場合	
(5) 申請者が外国人である場合	ア 永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等および定住者においては、法第19条の3の規定に基づき出入国在留管理庁長官が交付する在留カードの写し イ 特別永住者においては、特例法第6条の規定に基づき出入国在留管理庁長官が交付する特別永住許可書の写し
(6) 申請者の就業内容が、前条に規定する一般就業である場合	ア 就業先企業等の就業証明書（別記様式第2号） イ 就業先企業が移住支援金対象法人であることが分かるもの
(7) 申請者の就業内容が、前条に規定する専門人材である場合	ア 就業先企業等の就業証明書（別記様式第2号） イ 内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業したことが分かるもの
(8) 申請者の就業内容が、前条に規定するテレワークである場合	就業先企業等の就業証明書（別記様式第2号）
(9) 申請者が前条に規定する関係人口である場合	ア 農林水産業または家業等に従事していることがわかる書類 イ 就業先企業等の就業証明書（別記様式第2号） ウ 自治会に加入している旨の誓約書（別に定める）
(10) 申請者の就業内容が、前条に規定する起業である場合	滋賀県起業支援金の交付決定通知書の写し

（支援金の交付決定）

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときはその内容を審査し、支援金を交付することが適當と認めるときは、日野町移住支援金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に支援金交付の決定を通知するものとする。

（支援金の請求）

第7条 前条に規定する通知を受けた者は、日野町移住支援金交付請求書（別記様式第4号）により交付の請求をすることができる。

（報告および立入調査）

第8条 町長は、実施状況および効果を確認するため、必要があると認めるときは、支援金の交付を受けた者に対し、必要な事項の報告および資料の提出を求め、または町職員に関する場所への立入調査を行わせ、もしくは関係者に質問させることができる。

(交付決定の取消しおよび返還命令)

第9条 町長は、第6条の規定により支援金の交付決定の通知を受けた者が次の区分に応じていずれかに該当すると認められるときは、日野町移住支援金交付決定取消通知および返還命令書（別記様式第5号）により支援金の交付決定の全部または一部を取り消し、返還を命じるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 交付決定の全部の取消し

ア 虚偽その他不正の手段により支援金の交付決定または交付を受けたとき。

イ 支援金の申請日から3年未満に町から転出したとき。

ウ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす就職先を退職したとき。

(2) 交付決定の一部（半額）の取消し

支援金の申請日から3年以上5年以内に町から転出したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この告示は、告示の日から施行する。

付 則

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の規定は、令和3年4月1日以後の転入者に適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。

3 この告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

以上